

企画競争説明書

（QCBS方式）

業務名称：イラン国ゴレスタン州における営農計画にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00931

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、プロポーザル等提出期限までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2021年1月6日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラン国ゴレスタン州における営農計画にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課、赤塚真貴子 Akatsuka.Makiko@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年1月21日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月5日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積もりのある場合、別見積もり書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）をご確認ください。

・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものとJICAが判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。

（移行期の暫定的な対応）

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知

らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年3月2日(火) 10時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が高点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年3月9日(火)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

➤ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して
契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度
公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から
起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に
申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申
込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性が
あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブ
サイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、
一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追
加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の
公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものと
みなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて
いること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月

以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益
法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の
財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

イラン・イスラム共和国（以下、「イラン」）は中東の中でも有数の園芸作物の生産大国である。GDPに対する農業部門の割合は約10%で1992年以降はほぼ横ばいとなっており、地方村落における就業人口の約47%を占める重要なセクターである。イランは第6次5カ年計画（2016～2021年）において、経済の更なる多角化を進めようとしているが、農業分野においては、効率的な水利用や経済価値の高い作物の栽培による農民の生計向上、輸出競争力の強化を掲げている。

JICAはゴレスタン州のゴルガン平原を対象に、2002年に開発調査型技術協力「ゴルガン平原灌漑排水及び農業開発計画調査」を実施した。その結果、タザ・アバッド灌漑地区など2地区の開発計画が策定され、営農、灌漑排水、農業生産組合強化の方向が示された。イラン政府は、同開発計画を受けて、独自の予算で施設整備を実施していたが、農民への営農指導や農民組織の強化（特に水管理機能）が不十分なため、灌漑設備が十分に機能せず、農業生産性や農家収入の向上に結びついていなかった。かかる状況を受け、JICAは2009年1月～2014年1月まで「ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト」を実施し、ゴレスタン州タザ・アバッド灌漑地区において、同地区の水管理計画作成、パイロットサイトにおける参加型水管理モデル作成、ゴレスタン州農業局の住民参加型水管理に関する能力開発を行った。同地域の水生産性²は向上したものの、対象地域の利水量は降水の多寡で決まるため、年間平均降水量250mm程度のイランでは食物生産に十分な水を確保できないことが多い。また、経年的な渇水による土壌劣化（塩類集積等）、政府の補助金対象となっている小麦の栽培のために斜面地の森林を伐採・開拓したことによる土壌侵食が見られている。特に2019年3月に起こった洪水によって、ゴレスタン州は深刻な冠水被害を受け、作物の生産量が低下している。かかる状況下において、2019年イラン政府は被災農民の生計回復及び将来的な洪水リスクの軽減に寄与する薬用植物の実証・普及を目的に、日本政府に「ゴレスタン州における薬用植物の導入を通じた農家生計向上プロジェクト」を要請した。よって、ゴレスタン州における営農計画にかかる情報収集・確認調査を実施することとなった。

2. 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

本調査は上記の背景を踏まえ、イラン国ゴレスタン州における営農の現状把握を行い、農家の生計の安定化に向けた効果的なアプローチを検討するために必要な情報を収集・分析することを目的として実施する。

²

(2) 業務の範囲

本業務は、2. (1) 調査の目的を達成するため、3. 調査実施の留意事項を踏まえつつ、4. 調査の内容に示す事項の調査を行い、5. 成果品等に示す報告書等を作成するものである。

3. 調査実施の留意事項

(1) 農家の生計の安定化のための方策の検討

イラン側は農家の生計安定化のために、作物の多角化、特に利水量に左右されない、生計手段として経済価値の高い作物で節水栽培が可能な作物の普及を図りたいと考えている。また、2019年の洪水発生時は原因のひとつに斜面地の開拓が考えられており、斜面地域の土壌を安定化させる植物がより望ましい。これらを満たす転換作物としてカンゾウや高木、灌木類等薬用植物を想定しているが、特に土壌改良効果、自然災害対策効果に関しては未知数であると思われるため、経済性や水利用量それぞれの観点で優位な作物をリストアップすること。その際は、イランには商業農業を営む農家から、兼業農家、自給自足の農家まで、多様な農家が存在するため、具体的な対象を絞り込み、ターゲットとなる農家の層について、また、初期投資費用等それぞれの作物の導入時の留意事項についても想定案に入れること。ただし、農家の生計安定化が最終目的であるため、転換作物に限らず、SHEPアプローチや水管理等の施策を広く検討する。

(2) SHEP アプローチの検討

SHEP アプローチとは農家が「作ってから売る」から「売るために作る」ようになること、即ち市場に始まり市場に終わる「ビジネスとしての農業」を柱として、農家とその他アクターとの情報の非対称性を緩和することで、商取引を効率化させることを目的とする。加えて、現場の農家の視点に立って考案した「動機づけ理論」と、緻密な活動の相関とロジックを用いた「モチベーション向上とスキル強化」を駆使した取り組みでもある。調査の際はSHEPアプローチが情報の非対称性を緩和することを念頭に関係者間の情報のギャップがどこにあるかの特定やSHEPアプローチにおける行動変容のためのプロセス（農家が「気づき」、自発的に行動変容を行うための工夫）に留意する。

(3) 水管理アプローチの検討

イランは恒常的に水不足であることにより水資源利用に厳しい制限が課せられているため、その時々々の需要量と供給量を元に事前に政府によって設計されたパラメータに基づいて利用者に水を割り当てるのが困難である。従って、用水の効率的な利用を目的に、灌漑ネットワーク網における水の適正な配分手法の再検討や、雨水、農業排水、産業廃水等の再利用の検討がなされている。なお、ゴレスタンにおいては農民が雨水や農業排水を最小限のコストで再利用できるよう排水網が敷設されている。排水網が敷設された土地で排水の再利用が進めば、灌漑可能な土地が増加し、農産物生産性向上が期待できる。また、2019年の洪水によりタザ・アバッド地区における基幹ポンプ場が2か月間にわたって浸水した結果、6台が全壊、3台が一部損傷及び全ポンプの制御に必要な電子盤が全壊する等の被害が生じた。未だ部分的にしか復旧しておらず現状ポンプ場の機能が著しく低下している。同地域では数年に一度洪水が発生しているため、自然災害発生時の水管理及び関連施設の維持

体制の構築及び緊急時に備えた資金計画の作成能力の向上も求められている。ゴレスタン州農業局は「ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト」において基本的な参加型水管理能力を有していることから、排水再利用、十分な用水を確保できない状況下における灌漑施設の効率的な利用、非常時の水管理に関してはワークショップを行い、イラン側と共に検討する。

（４）相手国実施機関

相手国実施機関は農業開発推進省、ゴレスタン州農業局になる。同局は「ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト」のカウンターパートである。特に水利用に関する調査において、彼らのオーナーシップを最大限活かすと共に、オーナーシップが継続するよう工夫していくこと。

（５）イランにおける協力、今後の JICA の取組方針の検討

イランとは現状、両政府間で技術協力協定締結に向けた手続きが進められており、当面は国際約束締結を要する技術協力プロジェクトの実施は保留となっているため、今後の具体的な取組をまとめる際は技術協力プロジェクトにこだわらずあらゆるスキームやアプローチを検討し、予算規模や留意事項についても含めること。

（６）効率的・効果的な調査実施体制の構築

調査計画の策定にあたっては、現地の祝祭日、行事等により現地調査進捗に影響が出ないように、調査スケジュールを組むこと。また、現地調査実施にあたっては、査証取得に要する日数や、海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に十分に留意すること。プロポーザルと同時に提出される見積については、現地調査を実施できることを前提として契約期間内に２回の現地調査を想定すること³⁴。

（７）対象地域イラン側は従来の灌漑地域および現状小麦等が栽培されている傾斜地への土壌流出防止対策としての栽培作物の転換を検討している。合致している地域は限られると思われることから、本調査にあたってはイラン側の対象地域の意向やターゲットを聞き取り、ゴレスタン州全体ではなく、農家の生計の安定化という目的に照らし、土地利用形態に留意しつつ優位かつ実現性の高い地域に絞って調査を行う。地域を絞り込む際は JICA とイラン側に説明を行い、合意を得ること。なお、（１）①ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策に関する情報収集に関してはゴレスタン州全土を対象とする。

4. 調査の内容

上記、3. 調査実施の留意事項を踏まえ、以下を行う。

（１）ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策、営農・土地利用状況、転換作物、水利用にかかる情報収集

³ より効率的、効果的な調査行程があればプロポーザルにて提案すること。

⁴ 新型コロナウイルスの影響で現地渡航に制限がかかる場合に備え、遠隔での業務体制も検討し、プロポーザルにて提案すること。（制限ページ数外）

以下の項目についてインターネットや文献、現地での調査やインタビューを通して情報収集を行い、各分野で取りまとめる。

- ① ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策に関する情報収集
 - (ア) 当該地域に関係する農業・農村開発の政策、計画の策定、農業開発状況、優先順位
 - (イ) 同分野に関係する機関の役割、能力、関係図、農業関連事業予算、普及制度・体制概要
 - (ウ) 他ドナーの同分野、同地域における支援状況

- ② 生計向上プロジェクトを視野に入れた、ゴレスタン州における営農・土地利用状況に関する情報収集
 - (ア) 現在の主な栽培作物、品種、生産量、年間栽培カレンダー、栽培環境（水資源、灌漑設備、土壌等）、投入物（種子、肥料、農薬、農業機材、労働者、農業金融）、農家一戸あたりの平均収入とコスト、現状の農地所有権と実体
 - (イ) 組合等普及サービスに関係する機関の業務内容、市場設備
 - (ウ) 農業生産物のバリューチェーン（販売状況、流通関係者、販売先、市場、物流等）、主要作物の値段の季節変動、主要作物別自給率
 - (エ) 農家の生計手段、コミュニティの状況、家計状況、季節的な出稼ぎの有無またその状況、技術的課題、普及やマーケティングにおける課題、別品種導入への意欲。 ※本項目に関しては現地再委託を認める。
 - (オ) 適用対象、範囲、具体的な技術方策、普及手法、アプローチ適用拡大に必要な期間等「SHEP アプローチ」の実現可能性、農業普及システム（州及び現場レベルの適切な連絡・調整を含めた行政側の課題、現場で農家への指導を行う際の具体的な普及手法の適合性の課題）の課題
 - (カ) ゴレスタン州内の耕地面積、荒廃農地面積、遊休農地面積、未開墾面積、放牧地面積、利用形態、農地所有権と実体

- ③ ゴレスタン州における転換作物の検討
 - (ア) 自生している薬用植物の種類及び場所、栽培している薬用植物の種類、市場及び流通経路、栽培時期、栽培技術
 - (イ) 水使用量が少なく、土壌改良の効果が高い、自然災害対策効果が見込まれ、生計手段として経済価値の高い作物のリストアップ
 - (ウ) (ア) の作物の市場価値、栽培のしやすさ、上記③(イ)にて調査した栽培環境への適性（低地、丘陵地、塩水地帯（ゴルガン-ルード河北部）の各地で栽培可能か）、導入に際しての留意事項
 - (エ) ゴレスタン州政府の転換作物に対する政策、法制度、行政体制、方向性・優先順位、作物転換の阻害要因の分析

- ④ ゴレスタン州における水利用にかかる情報収集
 - (ア) 自然環境情報（降水量、日照量、土壌、地形、水系等）
 - (イ) 水資源利用に関する政策、制約、ゴレスタン参加型水管理事務所（GPWMO）や農村生産組合（RPC）等関係する機関の役割、能力
 - (ウ) 雨水、農業排水、産業廃水等の再利用の状況
 - (エ) 配水プロセスと割当水量の変更、灌漑手法、節水栽培、収穫量への影響を最

大限に抑えた耐性栽培等、水不足を前提とした節水策の検討
(オ) 自然災害等の非常時を想定した水管理組織体制、資金計画の検討

(2) 今後の JICA の取組方針の検討

本調査は上「1. 調査の背景」に記載の通り、まず薬用植物導入の可能性を探ることとする。加えて、降水量が少なく不安定な地域での営農において、小麦栽培が中心の同地域の単一的な農産物を見直し、このリスクの逡減に結びつける視点で、調査対象地域での農業の多様化の可能性について検討する。なお、ここでは地域の農業開発の視点とともに、農民個々人の生計向上、収入向上についても着目することとする。

① 農民の生計回復及び将来的な洪水リスクの軽減に寄与する薬用植物の実証・普及アプローチの検討

(1) の調査を踏まえ、イラン側が「ゴレスタン州における薬用植物の導入を通じた農家生計向上プロジェクト」の要請を通して期待している、ゴレスタン州における農民の生計回復及び将来的な洪水リスクの軽減に寄与する薬用植物の実証・普及アプローチについて、自然環境、技術、体制等の側面から妥当性や実現可能性を検証する。新たな薬用植物を導入の可能性を検討することは時間的に難しいことから、既に対象地域に導入済み、または自生しているなど、当該地域で栽培するために課題が少ない品種が望ましい。また、ここでは薬効も確認し、かつその市場性（売れるか）も重要な視点となる。これらを検討の上、有望な薬用植物を少なくとも2つ以上選定する。続いて、選定した薬用植物を農家に栽培してもらう点から、薬用食物栽培技術の普及に向けて現在の体制や環境面で不足している点を JICA の支援で補うことが可能であれば、ゴレスタン州において適用可能な JICA の支援策を2つ作成する。2つの支援策は技術協力プロジェクト及び研修等より簡易なアプローチとし、それぞれ目的、解決される課題（上位政策との整合性）、活動内容、期間、投入規模、実施の際の留意事項をまとめる。

② 営農計画アプローチ、水資源管理アプローチの検討

(1) の調査結果を踏まえ、営農計画及び水資源管理の分野でゴレスタン州における農家の生計向上及び作物の多角化に向けて、解決すべき課題の整理や阻害要因の分析を行う。分析に基づき、調査の過程で絞られた対象地域ごとに、同地域に対する今後の協力に向けたアプローチや具体策を営農形態、気候や土壌等の環境条件、代替作物の市場優位性等を考慮しつつ、アプローチ名を付けたうえで目的、解決される課題（上位政策との整合性）、活動内容、期間、投入規模、留意事項を含めてアプローチにとりまとめる。なお、ここでは薬用植物に限定することなく、主に農業の多様化の観点からアプローチを検討する。

取りまとめる際は技術協力プロジェクトを軸に検討するが、技術協力が実施できないと考えられる場合、代替案として研修等より簡易なアプローチを含めることも可能とする。ただし、営農計画及び水資源管理の分野であわせて4つ以上とする。

③ 優先順位の検討

ゴレスタン州における農家の生計向上及び作物の多様化に向けて、イラン側のニ

ーズ、有効性、及び予算規模を含めた実現可能性の観点で①, ②でまとめたアプローチ・方策の評価を行い、優先順位をつける。なお、薬用植物を前提としたアプローチや、対象地域の営農計画アプローチや水資源管理アプローチと、個別の農家の生計向上の方法の方向性が一致しない場合、つまり地域の総合開発の利益が農家個人に還元されない場合は、それぞれの別のカテゴリーで優先順位を検討することとする。

(3) ワークショップの実施

調査結果を取りまとめた後、イラン側に調査結果を説明する。また、(1)④(ウ)～(オ)水利用に関する事項について概念や日本の事例について習得することを目的に農業開発推進省ゴレスタン農業局の専門員と地域普及専門員 30～40 人を対象にワークショップを 3 日間程度行う。

5. 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明に際しては、事前に JIGA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書

①業務計画書

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部数：簡易製本ペルシャ語 4 部、英文、和文（和英は PDF ファイル）

②インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：第一回現地業務の結果

提出時期：第一回現地調査終了後 1 か月以内

部数：ペルシャ語、英文、和文（PDF ファイル）

③ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：業務の結果

提出時期：第 2 回現地調査終了後 1 か月以内

部数：ペルシャ語、英文、和文（PDF ファイル）

④ ファイナル・レポート (F/R) ※最終成果品とする

記載事項：上記③に対するコメントをとりまとめた調査の全体結果

- ・ 事業の概要（背景・経緯・目的・調査日程・主要面談者）
- ・ ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策の概況
- ・ ゴレスタン州における営農・土地利用状況
- ・ ゴレスタン州における転換作物概況
- ・ ゴレスタン州における水利用概況
- ・ JICA の支援の方向

添付資料

- ・ 業務フローチャート
- ・ 業務人月表
- ・ その他調査活動実績

提出時期：履行期限の1カ月前

部数：簡易製本ペルシャ語7部、英文4部、和文4部及び電子データ

（2） 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは整理してリストを付した上でファイナル・レポートに添付版として提出すること。

（3） 成果品の仕様

報告書の印刷については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照すること。

別紙：ファイナルレポート目次案

別紙 ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第一章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査の実施体制
- 1.4 調査の行程、主要面談者
- 1.5 調査の対象範囲

第二章 ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策

- 2.1 農業・農村開発の政策、計画
- 2.2 農業・農村開発分野に係る機関の体制
- 2.3 他ドナーの同分野、同地域における支援状況

第三章 ゴレスタン州における営農・土地利用状況

- 3.1 主要栽培作物
- 3.2 普及サービスに係る機関の概要
- 3.3 農業生産物のバリューチェーン
- 3.4 農家の状況
- 3.5 農業普及システム
- 3.6 土地利用

第四章 ゴレスタン州における転換作物

- 4.1 薬用植物の実態
- 4.2 ゴレスタン州政府の転換作物に対する政策
- 4.3 転換作物の検討

第五章 ゴレスタン州における水利用

- 5.1 自然環境
- 5.2 水資源利用に関する政策、関係する機関の役割
- 5.3 再利用水の状況
- 5.4 節水策の検討

5.5 自然災害等の非常時を想定した水管理組織体制

第六章 JICA による支援の方向性

6.1 農民の生計回復及び将来的な洪水リスクの軽減に寄与する薬用植物の実証・普及アプローチ

6.2 営農計画アプローチ

6.3 水資源管理アプローチ

6.4 JICA による支援の方向性

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：営農計画、土地利用計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／営農計画

➤ 水利用・灌漑計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／営農計画）】

a) 類似業務経験の分野：営農計画に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：中東地域

c) 語学能力：英語（ペルシャ語ができればなお良い）

【業務従事者：担当分野 水利用・灌漑計画】

- a) 類似業務経験の分野：農業における水管理業務
- b) 対象国又は同類似地域：中東地域
- c) 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 2021年4月～2022年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11 人月 (M/M) (現地：3 M/M、国内：8 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 総括／営農計画（2号）
- ② 水利用・灌漑計画（3号）
- ③ 転換作物・薬用植物
- ④ 土地利用・土壌

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- 第2章 4. (1) ゴレスタン州における農業・農村開発に関連する行政機関・政策、営農・土地利用状況、転換作物、水利用にかかる情報収集②生計向上プロジェクトを視野に入れた、ゴレスタン州における営農・土地利用状況に関する情報収集 (エ) 農家の生計手段、コミュニティの状況、家計状況、季節的な出稼ぎの有無またその状況、技術的課題、普及やマーケティングにおける課題、別品種導入への意欲に関する調査

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

調査実施に当たって、事務所からカウンターパートに調査支援依頼レターを出し、関係機関への調査協力要請、面談の設定の支援及び調査に必要な情報提供、現地における窓口案内や調査に必要な許可取得等を想定しています。

(5) 安全管理

イランについては現在新型コロナウイルス対策として業務渡航が禁止されており、渡航再開となった場合も、首都テヘラン以外の地方都市や地域については継続して活動制限がしかれる可能性があります。現地危険レベルや新型コロナウイルスの流行状況に応じた現地調査の可否や、可能な場合の渡航時期等について様子をみながら JICA と協議するものとします。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 現地再委託費（再委託費）：2,400千円
 - 2) 一般業務費（資料等作成費）：
 - 翻訳費（ペルシャ語文⇒英文） 600千円
 - 3) 報告書作成費
 - 翻訳費（英文⇒ペルシャ語文） 350千円
- (4) 最終見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。税抜き金額は千円未満切り捨てとし、消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。渡航回数は延べ2回。
 東京⇄ドーハ⇄テヘラン（カタール航空）
 東京⇄ドバイ⇄テヘラン（エミレーツ航空）
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
 - 「ゴレスタン州における薬用植物の導入を通じた農家生計向上プロジェクト」要望概要
- (2) 公開資料
 - ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト 事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_0702186_4_f.pdf
 - ゴレスタン州住民参加型農業開発促進プロジェクト ニュースレター
<https://www.jica.go.jp/project/iran/0702186/newsletter/index.html>

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／営農計画</u>	(34)	()
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	-	()
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) 業務主任者等としての経験	-	
オ) その他学位、資格等	-	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水管理</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （２）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （１）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
（２）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示すとおりとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。